

ぎのわん中小事業者 応援助成金



詳しくはこちらからHPへ



宜野湾市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
事業収入が減少した市内事業者へ助成金を交付します。

■申請期限 令和3年**11月15日**(月)～令和4年**1月19日**(水)

■申請方法 **郵送** ※1月19日必着

■助成金額 事業者1人あたり **一律10万円**

下記に掲げる要件を満たす市内事業者となります。

- 1 令和3年8月1日時点かつ申請日時点において、市内に事業所を有する法人及び個人事業主
かつ 今後も市内で事業継続の意思がある者
- 2 下記のいずれかの減収要件を満たす者

ア 令和2年1月から申請する前月までの間において、いずれか1か月の事業収入が令和元年(平成31年)または令和2年の同じ月と比較して30%以上減少している。

イ 令和2年1月以降に創業した場合事業開始の翌月以降から申請する前月までの間において、いずれか1か月の事業収入が当該月以前の月と比較して30%以上減少している。

ウ 次のいずれかの給付金等の交付を受けている者
・持続化給付金
・家賃支援給付金
・一時支援金
・月次支援金
・沖縄県 観光関連事業者等
応援プロジェクト支援金

※ただし、下記のいずれかに該当する者は対象外

『令和3年度 宜野湾市宿泊業等支援助成金』の給付を受けた者

沖縄県感染拡大防止対策協力金の交付を受けている者及び
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく沖縄県の要請を受けた飲食店または遊興施設等の事業者

問合せ/
申請書の郵送先

ぎのわん中小事業者応援助成金事務局
TEL.098-988-8170(平日9時～16時)
〒901-2710 宜野湾市野嵩1-1-1